

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／単位型
信託期間	2022年5月31日（運用開始日）から2032年5月28日まで 管理会社と受託会社と協議の上合意した日まで存続期間の延長 を行う場合があります。
繰上償還	以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。 1. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 2. ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合 3. 基本信託證書の締結日から当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 4. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できない、もしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 5. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できない、もしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 6. ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予告される日付が到来したまたは状況が生じた場合 また、以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買い戻されます。 (i) いずれかの評価日の純資産総額が、1,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以後、管理会社が影響を受ける全ての受益者に通知を行うことで全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合 (ii) 管理会社が受託会社と協議の上、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合（管理会社が受託会社と協議の上、最終買戻日より前に投資対象ファンドが早期に終了することを含む理由の如何を問わず、全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限られません。）
運用方針	ポルト・ケイマンII・インベストメントが発行する債券（SPV債券）を通じて、主として、Wil 3号ベンチャーキャピタル（Wil Ventures III, L.P.）（投資対象ファンド）に出資することにより、主として日本および米国の未公開株式に実質的に投資し、信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	ファンド SPV債券 投資対象ファンド 主として日本および米国の未公開株式（日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。）
ファンドの運用方法	・SPV債券の取得を通じて、日本および米国の未公開株式に投資を行う投資対象ファンドに出資します。 ・投資対象ファンドのジェネラル・パートナー（運用者）は、Wil GP III, L.P.です。 ・ファンドは、流動性確保のために短期金融商品等（米ドル現金を含みます。）を保有することがあります。
主な投資制限	・借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。
分配方針	原則として、インカム等取益を考慮して、管理会社がファンドの基準価額等を勘案して分配金額を決定します。ただし、管理会社の判断により分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）III- ダイワ・Wil 3号ベンチャー キャピタル・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／単位型

運用報告書（全体版）

作成対象期間：第1期

（2022年5月31日～2023年3月31日）

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ダイワ・Wil 3号ベンチャーキャピタル・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第1期の決算を行いました。

ファンドの投資目的は、主として日本および米国の未公開株式（日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。）に投資することにより、米ドルベースの信託財産の成長を目指すことです。当作成対象期間につきまして、それに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

管理会社

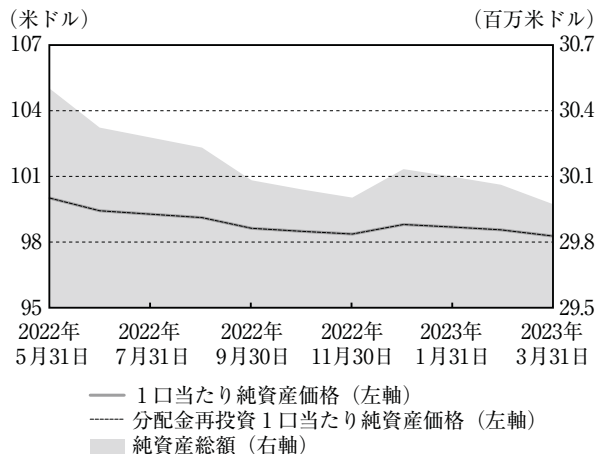
クレディ・スイス・マネジメント
（ケイマン）リミテッド

代行協会員

クレディ・スイス証券株式会社

I. 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第1期末の1口当たり純資産価格	98.28米ドル
騰落率	-1.7%

- (注1) これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。以下同じです。
- (注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。また、分配金再投資1口当たり純資産価格は、受益証券1口当たりの当初発行価格(100.00米ドル)を起点として計算しています。
- (注3) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- (注4) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注5) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格（基準価額）の主な変動要因

当期間、ファンドは-1.7%とマイナスのリターンとなりました。未公開株に投資するWiL3号ベンチャーキャピタル（以下「投資対象ファンド」といいます。）はプラス要因となりましたが、ファンド費用がマイナス要因となりました。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

IPO市場については、米国の金融引き締め等を受けて日米ともに厳しい市場環境となりました。主な上場案件としては、無料FP相談サイト「マネードクター」を運営するFPパートナーがありました。

VC市場については、日本では資金調達は2022年第3四半期まで活況となりましたが、2022年第4四半期以降は減速しました。米国では資金調達は減速傾向となりました。主な案件としては、宇宙開発ベンチャーSpaceXによる大型調達がありました。

■ ポートフォリオについて

○ ファンドについて

ファンドでは、SPV債を通じてWiL3号ベンチャーキャピタルに出資し、実質的に未公開株等に投資しました。

○ 投資対象ファンドについて

投資対象ファンドであるWiL3号ベンチャーキャピタルでは、2022年第2四半期から2023年第1四半期の間に、日米の企業計10社に新規投資しました。この結果、2023年3月末時点の業種別配分は、テクノロジーが16.7%となりました。

■ ベンチマークとの差異について

ファンドの運用方針に対し適切に比較できる指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数を設定していません。

■ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 1 財務諸表（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■ 今後の運用方針

○ ファンドについて

ファンドでは、SPV債を通じてWiL3号ベンチャーキャピタルに出資し、実質的に未公開株等に投資します。

○ 投資対象ファンドについて

投資対象ファンドであるWiL3号ベンチャーキャピタルでは、TMT（テクノロジー、メディア、テレコム）セクターを中心に、日本、米国のベンチャー企業に投資します。ジェネラル・パートナーの判断により今後も未公開株式への投資が行われる見込みです。

■費用の明細

項 目		項目の概要 ^(注1)	
実質的な費用		<p>投資対象ファンドの持分で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、原則として、純資産総額の年率3.745%程度以内を上限とします。</p> <p>(注) 2023年9月29日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。</p> <p>(注) 投資対象ファンドの元本を上回る収益に対して20%の成功報酬が課されることがあります。</p> <p>(注) 投資対象ファンドの組入比率が低下した場合、純資産総額に対する実質的な費用は下回ることがあります。</p> <p>(注) 投資対象ファンドの費用はキャピタル・コミットメントに対して課されるため、純資産総額によっては上回ることも下回ることもあります。</p> <p>(注) 保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。</p> <p>(注) ボルト・ケイマンII・インベストメンツが発行する債券（以下「SPV債券」といいます。）の費用は想定元本に対して課されるため、純資産総額によっては上回ることも下回ることもあります。</p>	
管理報酬等		<p>ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、原則として純資産総額の年率1.395%程度以内を上限とします。</p> <p>(注) 2023年9月29日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。</p> <p>(注) 保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。</p>	
内 訳	報酬代行会社報酬	年率0.15% ^(注2)	ファンドの報酬等支交代行業務の対価
	管理会社報酬	年間5,000米ドル	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価
	受託会社報酬	年間10,000米ドル	ファンドの受託業務の対価
	管理会社代行サービス会社報酬	年率0.20%以内 ^(注3)	ファンドの管理会社代行サービス業務の対価
	投資運用会社報酬	年率0.15%以内 ^(注3)	ファンドの資産運用業務の対価
	代行協会員報酬	年率0.01%	ファンドの基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価
	保管会社報酬	年率0.025% ^(注4)	ファンドの資産の保管業務の対価
	管理事務代行報酬	年率0.06%	ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価
	販売報酬	年率0.80%以内 ^(注3)	受益証券の販売・買戻しの取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価
SPV債券		<p>SPV債券の想定元本に対して、年率0.35%程度</p> <p>(注) 追加でSPV債券の税制調査費が発生することがあります。</p>	
投資対象ファンドの持分		<p>投資対象ファンドのキャピタル・コミットメントに対して、年率2.0%（6日目以降は毎年0.25%ずつ減減しますが、年率1.5%は下回りません。）および投資対象ファンドの元本を上回る収益に対して20%の成功報酬</p>	
その他の費用・手数料 ^(注5)		年率0.98%	上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。

(注1) 各報酬については、有価証券報告書に定められている料率（金額）を記しています。

(注2) 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託会社報酬は年間10,000米ドルであり、年率0.15%の報酬代行会社報酬から支弁されます。

(注3) 管理会社代行サービス会社報酬、投資運用会社報酬および販売報酬は引き下げられる場合があります。

(注4) 保管会社報酬は最低月間1,500米ドルです。

(注5) 「その他の費用・手数料」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

1. 純資産の推移

第1会計年度末および2022年5月末日から2023年3月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円(千円)	米ドル	円
第1会計年度末 (2023年3月31日)	29,974,298	4,225,477	98.28	13,855
2022年5月末日	30,500,000	4,299,585	100.00	14,097
6月末日	30,323,100	4,274,647	99.42	14,015
7月末日	30,277,350	4,268,198	99.27	13,994
8月末日	30,231,600	4,261,749	99.12	13,973
9月末日	30,082,150	4,240,681	98.63	13,904
10月末日	30,039,450	4,234,661	98.49	13,884
11月末日	30,002,850	4,229,502	98.37	13,867
12月末日	30,133,149	4,247,870	98.80	13,928
2023年1月末日	30,096,849	4,242,753	98.68	13,911
2月末日	30,061,666	4,237,793	98.56	13,894
3月末日	29,974,298	4,225,477	98.28	13,855

(注1) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2023年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=140.97円)によります。

2. 分配の推移

該当事項はありません。

3. 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	305,000 (305,000)	0 (0)	305,000 (305,000)

(注) () の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2023年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=140.97円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square Grand Cayman
KY1-1106 Cayman Islands
電話番号 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
インターネット www.kpmg.ky

意見

当監査法人は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「本トラスト」)のシリーズ・トラストの一つであるダイワWIL3号ベンチャーキャピタル・ファンド(以下、「本シリーズ・トラスト」)の2023年3月31日現在の財政状態計算書、2022年5月31日(運用開始日)から2023年3月31日までの期間における包括利益計算書、持分変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報を記載した注記から構成される財務諸表の監査を実施した。

当監査法人は、上記の財務諸表が、国際財務報告基準(以下、「IFRS」)に準拠して、2023年3月31日現在の本シリーズ・トラストの財政状態、業績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」)に準拠し監査を実施した。それらの基準に基づく当監査法人の責任は、監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」の項において詳細に述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下、「IESBA規程」)ならびにケイマン諸島における当監査法人による財務諸表監査に関連する倫理要件に従い本シリーズ・トラストから独立し、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を履行している。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者の責任は、IFRSに準拠してこれらの財務諸表を作成し適正に表示することにある。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると運営者が判断する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、運営者は本シリーズ・トラストの継続企業の前提を評価し、継続企業の前提に関する事案を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、若しくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はその限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

受託会社への独立監査法人の報告書(続き)

財務諸表監査に対する監査法人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施される監査において常にこれを検知することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、単独でまたは全体として、これらの財務諸表に基づく経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的専門家としての疑念を持ち続ける。また当監査法人は以下を行う。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスクを特定および評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また当監査法人の意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得る。不正により生じる重大な虚偽表示を検知できないリスクは、誤謬により生じるリスクよりも高い。これは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、不正表示、または内部統制の無効化に関連する可能性があるためである。
- 状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。これは、本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 使用される会計方針の適切性、ならびに運営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 運営者による継続企業を前提とした会計基準の使用の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性がある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性があると判断した場合、当該財務諸表の関連開示箇所に対して、監査報告書で注意喚起をする義務を負うものとし、もしくは当該開示箇所の内容が不十分である場合は、監査意見を修正する義務を負う。当監査法人の判断は、監査報告書の発行日までに入手された監査証拠に基づく。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が対象となる取引や事象を適正に示しているか否かを評価する。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期、ならびに重要な監査所見について、統治責任者に報告する。これには、監査中に特定した内部統制における重大な不備が含まれる。

2023年7月31日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Daiwa WiL Ventures III, L.P. Fund (the "Series Trust"), a series trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III (the "Trust") which comprise the statement of financial position as at March 31, 2023, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the period from May 31, 2022 (date of commencement of operations) to March 31, 2023, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 31, 2023, and its financial performance and its cash flows for the period then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

July 31, 2023

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

財政状態計算書
2023年3月31日現在

	注記	USD	2023年 千円
資産			
現金	9	4,062,289	572,661
SPVへの投資(取得原価:26,100,000米ドル)	7,8	25,968,169	3,660,733
未収金		14,628	2,062
資産合計		30,045,086	4,235,456
負債			
未払報酬	11	250,495	35,312
負債合計		250,495	35,312
株主資本(受益者に帰属する純資産)		29,794,591	4,200,143
内訳:			
米ドル建て			
株主資本		USD29,794,591	4,200,143
発行済受益証券口数	10	305,000.00	42,996
受益証券1口当たり純資産価格(「NAV」)		USD97.6872	13,771円

受託会社を代表して 2023年7月31日に承認

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

包括利益計算書

対象期間:2022年5月31日(運用開始日)から2023年3月31日まで

	注記	USD	2022年5月 31日(運用 開始日)から 2023年3月 31日まで 千円
投資による純損失	12	(131,831)	(18,584)
受取利息		88,464	12,471
投資損失合計		(43,367)	(6,113)
販売報酬	11,13	201,470	28,401
管理会社代行サービス会社	11,13	50,429	7,109
投資運用会社報酬	11,13	37,776	5,325
報酬代行会社報酬	11,13	37,776	5,325
代行協会員報酬	11,13	2,457	346
管理事務代行報酬	11,13	22,629	3,190
保管会社報酬	11,13	16,803	2,369
監査報酬		23,500	3,313
設立費用		249,000	35,102
その他の報酬および経費		20,202	2,848
営業費用合計		662,042	93,328
営業欠損金		(705,409)	(99,442)
損失合計(受益者に帰属する純資産に対する、運用による減額)		(705,409)	(99,442)

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

株主資本等変動計算書

対象期間:2022年5月31日(運用開始日)から2023年3月31日まで

	USD	2023年 千円
期首における株主資本	-	-
受益証券の発行残高	30,500,000	4,299,585
損失合計(受益者に帰属する純資産に対する、運用による減額)	(705,409)	(99,442)
期末における株主資本	29,794,591	4,200,143

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書

対象期間:2022年5月31日(運用開始日)から2023年3月31日まで

	USD	2022年5月31日 (運用開始日) から2023年 3月31日まで 千円
営業活動		
損失合計(受益者に帰属する純資産に対する、運用による減額)	(705,409)	(99,442)
SPVへの投資有価証券の購入	(26,100,000)	(3,679,317)
現金を除く項目に関する調整		
未実現投資損失の変動	131,831	18,584
非現金営業項目残高の増減純額		
未収金の増加	(14,628)	(2,062)
未払報酬の増加	250,495	35,312
営業活動による正味キャッシュ・フロー	<u>(26,437,711)</u>	<u>(3,726,924)</u>
財務活動		
受益証券の発行による収入	<u>30,500,000</u>	<u>4,299,585</u>
財務活動による正味キャッシュ・フロー	<u>30,500,000</u>	<u>4,299,585</u>
現金の純増減額	4,062,289	572,661
現金の期首残高	-	-
現金の期末残高	<u><u>4,062,289</u></u>	<u><u>572,661</u></u>
補足情報:		
受取利息	<u>74,836</u>	<u>10,550</u>

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

1. 全般的情報

ダイワ WiL3号ベンチャーキャピタル・ファンド(以下、「本シリーズ・トラスト」)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「マスター・トラスト」)の2013年12月2日付基本信託証書(その後の改正を含む)(以下、「基本信託証書」)および2022年4月19日付補遺信託証書(以下、「補遺信託証書」)(以下、基本信託証書と「補遺信託証書」を合わせて「信託証書」)に基づいて組成・設定されている。その登録事務所の住所は、One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands である。

本シリーズ・トラストは、2022年5月31日に米ドル建てで取引を開始した。

本シリーズ・トラストの投資目的は、原則として日本および米国のプライベート・エクイティ(日本および米国国内で事業を行う非日本企業および非米国企業を含む)に投資することで、信託財産の米ドル建てによる成長を目指すことにある。

本シリーズ・トラストの日本および米国のプライベート・エクイティに対するエクスポージャーは、別個のシリーズの債券(SPV 債券を含む)を発行する目的で設立されたケイマンに所在する免税会社である VAULT ケイマン I 投資(以下、「SPV 発行体」)によって発行された債券(以下、「SPV 債券」)の取得を通じて間接的に獲得される。SPV 債券は、(i)投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとして SPV 発行体の持分を通じて、デラウェアのリミテッド・パートナーシップ(以下、「投資対象ファンド」)である WiL3号ベンチャーキャピタル、(ii)本シリーズ・トラストに対して発生するクーポンの現金部分(もしあれば)、投資対象ファンドからのキャピタル・コール、または潜在的なクローバック、税金、経費の補償もしくは同種の SPV 発行体に対する請求(ただし、かかるキャッシュ部分が短期金融商品、マネー・マーケット・ファンドまたはその他の流動性の高い商品の場合)(i)および(ii)をあわせて「プライベート・エクイティ部分」に対するエクスポージャーを提供する。

投資対象ファンドは、デラウェアのリミテッド・パートナーシップである WIL GP III, L.P. がゼネラル・パートナー(すなわち投資運用者)(以下、「投資対象ファンド GP」)を務める、2022年2月14日付で2度目の改訂および再制定が行われたリミテッド・パートナーシップ契約(以下、「投資対象ファンド LPA」)が適用される。デラウェア州有限責任会社である、WiL Management III, LLC はが投資対象ファンドの投資活動に主に責任を持つ。

本シリーズ・トラストは、本シリーズ・トラストが部分的に流動性を維持できるように、短期金融商品(米ドル現金を含む)、(以下、「現金部分」)も保有できる。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうち、SPV 債券(これはプライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供する)および現金部分(「再委託されたポートフォリオ」)で構成される部分に関して、投資に関する日々の意思決定および継続的な監視に責任を負う。

2023年3月19日に UBS グループ・アーゲー(以下、「UBS」)は、スイス連邦財務省、スイス国立銀行、およびスイス連邦金融市場監督機構(FINMA)の介入を受けて、クレディ・スイス・グループ(以下、「クレディ・スイス」)を買収することに合意した。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

1. 全般的情報(続き)

2023年3月31日現在、注記8に規定の流動性契約に基づき、本シリーズ・トラストは流動性仲介者としてのクレディ・スイス・インターナショナル(以下、「流動性仲介者」)のSPV債券に対して87.16%の投資持分を有している。管理会社および受託会社は、これらのエクスポージャーを本シリーズ・トラストにとって重大とはみなしておらず、またこれらのエクスポージャーが、継続企業として存続するための本シリーズ・トラストの能力に大きな疑念を生じさせるともみなしていない。

運用ガイドライン

管理会社は、再委託されたポートフォリオに関する投資一任運用の権限を持った管理および監視のために、ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(以下、「投資運用会社」)を任命した。投資運用会社は、再委託されたポートフォリオを本セクションに記載された投資方針および以下に記載された投資制限に沿って管理する。

投資は本シリーズ・トラストのために投資運用会社によって以下の方法により行うことができる。

- (i) プライベート・エクイティ部分に関するSPV債券、および
- (ii) 現金部分に関する短期金融商品(米ドル現金を含む)。疑義のないように記すと、翌日物の現金残高はスウィープ・ビークルに保管することができる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのために投資判断実行目的のショート・ポジションまたはキャッシュフローの管理あるいは資金の借入れを行うことはできない。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのために保有されているデリバティブの合計想定元本が本シリーズ・トラストのNAVを超えない場合には、ヘッジ目的に限ってデリバティブを使用することができる。

投資運用会社は、基本的に、再委託されたポートフォリオを以下のガイドラインに沿って管理する。

原則として、投資運用会社は、プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供するために、NAVの大部分をSPV債券に投資する。

プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供するSPV債券は、米ドル建てで表示され、また他通貨へのヘッジは行われない。投資運用会社は米ドル建て以外の資産には投資しない。

2. 作成の基準

財務諸表は、国際会計基準審議会(以下、「IASB」)が公表する国際財務報告基準(以下、「IFRS」)およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表する解釈指針に準拠して作成されている。財務諸表は継続企業基準で作成されている。

また、財務諸表は米ドル(「USD」)で表示される。

本シリーズ・トラストは、投資企業:IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂(以下、「改訂」)を採用している。経営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

2. 作成の基準(続き)

IFRS に準拠した財務諸表の作成に当たり、受託会社および管理会社は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。見積りおよび関連する仮定は、その状況において合理的と考えられる過去実績およびその他の様々な要因に基づいて行われ、その結果が他の情報源から直ちに明らかではない資産および負債の簿価に関する判断の基礎となる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの変更は、変更が行われた期間に認識される。IFRS の適用にあたって受託会社および管理会社が行う判断のうち、財務諸表および見積りに重要な影響を及ぼし、次期に重大な修正が発生する大きなリスクを伴うものについては、注記 7 および 8 において検討されている。

3. 測定基準

財務諸表は、以下の重要な項目を除き、取得原価を基準に作成されている。

項目	測定基準
損益を通じて公正価値(以下、「FVTPL」)で測定する金融資産	公正価値

SPV への投資は、この分類に含まれる。

4. 既発効であるが未採用の会計基準

多数の新会計基準が 2022 年 5 月 31 日より後に開始する年次期間について発効しており、早期適用が認められているが、本シリーズ・トラストはこれらの新会計基準または改訂基準を財務諸表の作成に際し早期適用していない。

未発効の会計基準の初度適用期間において、本シリーズ・トラストの財務諸表に重要な影響を及ぼすものはないと予想される。

5. 新たな会計基準、修正、解釈

2022 年 5 月 31 日から始まる会計期間に向けて発行され、効力を発した新たな会計基準、修正および解釈当会計期間において、IFRS について複数の修正が効力を発したものの、本シリーズ・トラストの財務諸表に対して重要な影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針

本シリーズ・トラストが採用した重要な会計方針:

金融資産および金融負債

(i) 認識および当初測定

FVTPL で測定する金融資産および金融負債は、本シリーズ・トラストが当該金融商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

FVTPL で測定しない金融資産および金融負債は、公正価値にその取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

(ii) 分類および事後測定

金融資産の分類

当初認識時において、本シリーズ・トラストは金融資産を、償却原価で測定する金融資産または FVTPL で測定する金融資産として分類している。

金融資産は、下記の両方の条件を満たし、かつ FVTPL に指定されていない場合、償却原価で測定される:

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有される。
- 契約条件により、「元本および元本残高に対する利息の支払のみ」(以下、「SPPI」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

本シリーズ・トラストの他のすべての金融資産は、FVTPL で測定される。

事業モデル評価

金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する上で、本シリーズ・トラストは事業の管理方法について関連するすべての情報を考慮する。それらには以下が含まれる:

- 文書化された投資戦略およびその戦略の実施状況。具体的には、投資戦略が、契約上の利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションと関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションとを一致させること、または資産の売却を通じてのキャッシュ・フローを実現することに重点を置いているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの経営者への報告方法。
- 事業モデル(およびその事業モデルの中で保有される金融資産)のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびかかるリスクの管理方法。
- 投資運用会社の報酬体系: 例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- 過去の期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、事業モデル評価の目的上売却とはみなされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

(ii) 分類および事後測定(続き)

事業モデル評価(続き)

本シリーズ・トラストには2つの事業モデルがあると判断している:

- 満期保有事業モデル: 対象資産は現金および未収金によって構成される。これらの金融資産は、回収目的の契約上のキャッシュ・フローである。
- その他のビジネスモデル: 対象資産は SPV への投資である。これらの金融資産の管理およびパフォーマンスの評価は、公正価値ベースで行われる。

契約上のキャッシュ・フローが SPPI 要件を満たすか否かの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「利息」は、貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク、ならびに他の基本的な融資リスクおよび費用(例:流動性リスクおよび管理事務費用)に対する対価および利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローが SPPI 要件を満たすか否かの評価において、本シリーズ・トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす契約条件が金融資産に含まれるかどうか(含まれる場合、SPPI 要件は満たされるかどうか)等を評価する。本シリーズ・トラストは、以下を考慮してこの評価を行う:

- キャッシュ・フローの金額または時期に変更をもたらす偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還および期間延長条項
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例えば、ノンリコース条項)
- 貨幣の時間価値の対価の修正を伴う条項(例えば、金利の定期的見直し)

分類変更

金融資産は、本シリーズ・トラストが金融資産の運用に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後の分類変更は行われない。事業モデルを変更する場合は、影響を受けるすべての金融資産の分類が事業モデル変更後の最初の報告期間の初日に変更される。

金融資産の当初認識後の測定

FVTPL で測定する金融資産

これらの資産は、公正価値で事後測定を行う。受取/支払利息および配当金ならびに為替差損益を含む純損益は、包括利益計算書の純損益で認識される。

SPV への投資は、この分類に含まれる。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

(ii) 分類および事後測定(続き)

金融資産の事後測定(続き)

償却原価で測定する金融資産

これらの資産は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。受取利息、為替差損益および減損は包括利益計算書において認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

現金および未収金はこの分類に含まれている。

金融負債一分類、当初認識後の測定および損益

金融負債は、償却原価で測定される金融負債または FVTPL で測定される金融負債に分類される。

トレーディング目的で保有される金融負債、デリバティブである金融負債、または当初認識時に FVTPL で測定される金融負債に指定された金融負債は、FVTPL で測定される金融負債に分類される。FVTPL で測定される金融負債は公正価値で測定され、支払利息を含むその純損益は純損益で認識される。

その他の金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。支払利息および為替差損益は純損益で認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

2023年3月31日現在、FVTPL で測定される金融負債は存在しない。

償却原価で測定する金融負債には、未払報酬が含まれる。

(iii) 公正価値による測定

「公正価値」とは、原則として、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格であるが、そのような取引が存在しない場合、本シリーズ・トラストにとってその日現在で利用可能な最も有利な市場の取引価格に基づく。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

活発な市場における公表価格が入手可能な場合、本シリーズ・トラストは金融商品の公正価値にかかる公表価格を用いて測定する。価格情報を継続的に提供するために十分な頻度と量で資産または負債の取引が発生している市場は活発な市場とみなされる。本シリーズ・トラストは、活発な市場において価格が公表されている金融商品については、その中値を用いて公正価値を測定する。なぜなら、中値は出口価格の合理的な概算値であるからである。

活発な市場における公表価格が存在しない場合、本シリーズ・トラストは、観察可能なインプットの利用を最大化し、観察不能なインプットの利用を最小化する評価手法を用いて公正価値を測定する。選択された評価手法は、市場参加者が取引の価格を決定する上で考慮するすべての要因を織り込む。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

(iii) 公正価値による測定(続き)

本シリーズ・トラストの資産および負債は、各暦月の最終営業日、または投資運用会社および受託会社の専属的裁量によって定めるその他の時点で評価される。ファンドによる SPV への投資は、投資運用会社が決定する公正価値によって測定する。SPV への投資は、公正価値ヒエラルキーにおけるレベル 3 に分類される。

SPV 債券で投資される投資対象ファンドの価値は、年次監査済み財務諸表と、投資対象ファンドが提供する関連する評価日とは一致しない可能性があり、および/または評価時点から数カ月後に公表される可能性のある四半期別未監査財務諸表に基づいて評価される。そのため、評価日時点の本シリーズ・トラストの NAV は、公表時点の純資産総額を反映していない可能性がある。現在、本シリーズ・トラストが投資する投資対象ファンドの流通市場は確立されておらず、本シリーズ・トラストの持分の評価は、流通市場で取引される投資対象ファンドの株式の価値に基づいていない。本シリーズ・トラストの評価額は、投資対象ファンドが投資する企業のパフォーマンス動向によって大幅に変動する可能性がある。投資対象ファンドは、一般的に公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される。

投資対象ファンド

投資対象ファンドの主たる目的は、日本と米国における電子機器、自動車、航空会社、企業向けソフトウェア、消費財、金融、情報通信、医療サービス、貿易、インターネット、ソーシャルメディア産業の企業への投資を通じてインカムと値上り益獲得を目指すことである。

投資対象ファンドへの投資は、市場価格が観察不可能な非公開株式証券とコンバーティブル資本性金融商品(CEI)への投資とで構成されている。

プライベート・エクイティ投資の公正価値は、当初、取引価格に基づいて評価され、取得後の期間は取得価額で評価され続ける。これは公正価値の最良の指標と定められている。プライベート資本性金融商品の公正価値は、予想株価収益率、割引キャッシュフロー法、公開市場または私的取引、比較対象会社評価法、およびその他の手法に従って決定されるが、それらは多くの場合、入手時点では未監査である。評価額は、観察可能な評価指標または比較対象会社もしくは取引(例えば、投資先企業の業績の主たる評価基準に、比較対象会社または類似取引の範囲で観察可能な関連する株価収益率を乗ずる)に従い、それを投資対象と参照された比較対象会社間の差異を投資対象ファンドの GP で調整することで得られ、またオプション価格決定モデルや類似の手法で得られる場合もある。

CEI の公正価値は、契約条件および転換係数を考慮後に PE Fund の GP が決定する正味実現可能価額に基づいて推定される。CEI には、将来株式取得略式契約スキーム(SAFE)、Keep it Simple Securities(KISS)、ワラントおよびコンバーティブル投資契約など、さまざまな種類の金融商品が含まれる。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

(iii) 公正価値による測定(続き)

上記の投資は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類され、社内で開発されたものではない定量的な観察不能なインプットに基づいている。これらの項目には、公正価値の決定が過去の取引や、未調整の第三者による価格情報に基づく金融商品が含まれている。これらのいずれかのインプットの著しい増加(減少)のみで、公正価値の著しい上昇(下落)をもたらすことがある。

本シリーズ・トラストは、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替を、振替が発生した報告期間の末日現在で認識する。

(iv) 償却原価による測定

金融資産または金融負債の「償却原価」とは、金融資産または金融負債の当初認識時の測定額から元本返済額を差し引き、さらに当初の金額と満期日の金額との差額に実効金利法を適用して償却累計額を増減した金額である。また、金融資産の場合、さらに損失評価引当金を差し引いて修正した後の金額となる。

(v) 減損

本シリーズ・トラストは償却原価で測定する金融資産の予想信用損失(以下、「ECL」)に対する損失評価引当金を認識する。

本シリーズ・トラストは、12カ月のECLで測定される以下の例外を除き、損失評価引当金を全期間のECLに等しい金額で測定する。

- 報告日現在で信用リスクが低いと判定された金融資産
- 当初認識時以降、信用リスク(資産の予想存続期間中に債務不履行が発生するリスク)が著しく増大していないその他の金融資産

金融資産の信用リスクが当初認識時以降著しく増大したか否かの判定およびECLの見積りにあたって、本シリーズ・トラストは、過大な費用または労力を要さずに入手可能な合理的で裏付け可能な関連情報を考慮する。これには、本シリーズ・トラストの過去実績および既知の信用評価に基づく定量的および定性的情報(将来の見通しに関する情報を含む)および分析が含まれる。

本シリーズ・トラストは、延滞期間が30日を超えた金融資産については、その信用リスクが大幅に増大したと仮定する。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

(iv) 減損(続き)

以下の場合、本シリーズ・トラストは、金融資産の債務不履行が発生したものと判断する。

- 債務者が、本シリーズ・トラストが有価証券(保有している場合)の強制売却のような措置を講じない限り、本シリーズ・トラストに対する信用債務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産について、90日を超える延滞が発生している場合

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティの信用格付が世界的に理解された「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いと判断する。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたるすべての発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。12カ月のECLとは、全期間のECLのうち報告日後12カ月以内(金融商品の予想存続期間が12カ月より短い場合は、その期間内)に発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。ECLを見積もる際に考慮する最長期間は、本シリーズ・トラストが信用リスクに晒される契約上の最長期間である。

ECLの測定

ECLは信用損失の確率加重見積りである。信用損失は、すべての現金不足額(すなわち、契約条件に従って受領されるべきキャッシュ・フローと本シリーズ・トラストが受領することが予想されるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは、金融資産の実効金利を用いて割り引かれる。

信用減損金融資産

本シリーズ・トラストは、各報告日において、償却原価で測定する金融資産について信用減損が発生しているか否かを評価する。金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす事象が一つ以上発生している場合、その金融資産は信用減損金融資産である。

金融資産が信用減損金融資産である証拠には以下の観察可能なデータが含まれる。

- 債務者または発行体の著しい財務上の困難
- 決済不履行その他の契約違反または90日を超える延滞
- 債務者に倒産またはその他の財務上の再編成が発生する可能性が高いこと

財政状態計算書におけるECLに対する引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、当該資産の帳簿価額の総額から差し引いて表示する。

直接償却

本シリーズ・トラストが金融資産の全額またはその一部について合理的な回収見込みがないと判断した場合、かかる金融資産の総額での帳簿価額に対し直接償却を行う。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

金融資産および金融負債(続き)

(vi) 認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利の期限が満了した場合、または金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡する取引もしくは本シリーズ・トラストが金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡しないが引き続き保有もせず、かつ金融資産を引き続き支配しない取引によって契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識の中止を行った場合、当該資産の帳簿価額(または資産の帳簿価額のうち認識を中止した部分に配分された金額)と受領した対価の額(取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を差し引いた金額を含む)との差額を純損益で認識する。かかる譲渡金融資産について創出されたまたは留保された持分がある場合、本シリーズ・トラストはこれを別の資産または負債として認識する。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するが、譲渡資産もしくはその一部のリスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有する取引を行う場合がある。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有している場合、かかる譲渡資産について認識の中止は行わない。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてが引き続き保有される資産の譲渡には、買戻し特約付売却取引が含まれる。

本シリーズ・トラストは、金融負債に係る契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融負債の認識の中止を行った場合、消滅した帳簿価額と支払った対価の額(譲渡した非現金資産または引き受けた負債を含む)との差額は純損益で認識する。

(vii) 相殺

認識した額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、純額ベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、対応する金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。一般にマスターネットティング契約はこの条件を満たさないため、関連する資産および負債は、財政状態計算書上総額ベースで表示される。2023年3月31日現在で、本シリーズ・トラストは、マスターネットティング契約の対象となる資産または負債を保有していない。

現金

エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドは受託会社として、三井住友信託銀行(ロンドン支店)を保管会社(以下、「保管会社」)に任命した。さらに、保管会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下、「BBH」)をサブ・カストディアン(以下、「サブ・カストディアン」)に任命した。現金は、最終的に、本シリーズ・トラストの保管銀行としての BBH によって保管される。現金は、BBH が保管する満期日が 3 カ月以内に到来する現金で構成される。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

FVTPLで測定する金融商品による純損失

FVTPLで測定する金融商品による純損失には、FVTPLで測定する金融資産および負債にかかる実現損益および未実現損益の変動が含まれる。FVTPLで測定する金融商品による実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と、処分時に受領した対価との差額を示す。未実現損益の増減は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または当期中に購入した場合は購入時の取引価格と、同期間の期末における帳簿価額との差額を表す。

受取利息

受取利息は、実効金利法による純損益で認識される。実効金利とは、金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、当初認識時に金融商品の帳簿価格まで厳密に割引く利率である。実効金利を計算する際、本シリーズ・トラストは将来の信用損失は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュフローを推定する。

受取利息または未収利息、および支払利息または未払利息は、純損益においてそれぞれ受取利息および支払利息として認識される。

経費

経費は、発生主義で会計処理され、包括利益計算書上で認識される。

税務

ケイマン諸島の現行法上、本マスター・トラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタルゲイン税またはその他のケイマン諸島の税金は存在しない。本マスター・トラストは、ケイマン諸島総督より、2013年12月2日から50年間、こうした税金が導入された場合であってもその課税を免除されるとの保証を得ている。その結果、財務諸表上、税金の支払に関する引当は行っていない。本シリーズ・トラストの一部の受取利息、受取配当金およびキャピタルゲインは海外源泉税の対象となる可能性がある。未払税金または未収税金の額は、源泉徴収税に関連する不確実性がある場合には、それを反映した、支払または受領が予想される税額の最適の推定値である。

外国為替取引

本シリーズ・トラストの財務諸表に含まれる項目は、本シリーズ・トラストが事業運営を行う主たる経済環境の通貨(以下、「機能通貨」)で測定されており、当該通貨は米ドルである。外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての投資有価証券の購入および売却、受益証券の発行および買戻、ならびに収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。換算から生じる実現および未実現損益は、存在する場合、包括利益計算書に含まれる。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

SPV債券

本シリーズ・トラストはプライベート・エクイティ部分へのエクスポージャーを得るためにSPV債券に投資する。

投資対象ファンドはキャピタルコール経由の購入申し込み条項を持つ。投資対象ファンド LPA に基づいて、SPV 発行体は、投資対象ファンドによって、または PE ファンドのために設定した口座(以下、「エスクロー口座」)に、関係する SPV 債券の発行代金を送金することによって、キャピタルコールを行う義務に備えた事前積み立てを要求される場合がある。投資対象ファンドの管理事務代行会社は、かかるエスクロー口座に権限を有しており、SPV 発行体がキャピタルコールの義務を履行するために、かかる口座に存する金額を投資対象ファンドへ送金させることができる。2023年3月31日現在、USD15,000,000の金額がみずほ銀行のエスクロー口座に保有されている。

当初は、投資対象ファンドの指示によってエスクロー口座は Silicon Valley 銀行に開設されたと SPV 発行体は通知を受けていた。期間中に、エスクロー口座は Silicon Valley 銀行からみずほ銀行に移動した。投資対象ファンドの LPA に照らし、投資対象ファンドの管理事務代行会社は、適切なキャピタルコールに必要な金額が利用されるのを待つ間、MMF またはその他の流動資産に投資するためにエスクロー口座への入金を行うことが認められている。

受益証券の買戻し

受託会社は本シリーズ・トラストの受益者のために、マスター信託約款と補遺信託証書の規定に従い、本シリーズ・トラストの資産を保有する。本シリーズ・トラストは、発行する金融商品とその契約条件の実質的内容に応じて金融負債または資本性金融商品に分類している。

次の条件を満たす場合、発行体が当該金融商品を買戻しまたは償還して現金またはその他の金融資産に代えるという契約上の義務が記載されているプットブル金融商品は、資本性金融商品として分類される:

- 受益者が、本シリーズ・トラストの清算時において本シリーズ・トラストの純資産に対する各自の持分割合に応じた持分を有する。
- その他のすべてのクラスの金融商品の下位に位置付けられる金融商品のクラスである。
- その他の全ての商品クラスの下位に位置付けられる商品クラスにおける全ての金融商品は同一の特性を持っている。
- 本シリーズ・トラストが当該金融商品を買戻しまたは償還して現金またはその他の金融資産に代えるという契約上の義務とは別に、当該商品には、負債として分類されるべきその他の特性はない。
- 当該商品に起因する存続期間にわたる予想キャッシュフローの合計が、実質的に純損益、認識された純資産の変動、または本シリーズ・トラストの当該商品の存続期間にわたって認識された純資産また認識されない純資産にかかる公正価値の変動に基づいている。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

6. 主な会計方針(続き)

受益証券の買戻し(続き)

本シリーズ・トラストは、1 つのクラスの米ドル建て受益証券を発行している。本シリーズ・トラストは、受益者の選択により買戻され、IAS32 号金融商品に準拠して持分に分類される受益証券を発行する。上記の条件が満たされているため、表示(「IAS 第 32 号」)。もし、受益証券の条件が変更されれば、それらは IAS 第 32 号に規定される厳格な条件と一致せず、受益証券は、条件を満たさなくなった日から金融負債に再分類される。金融負債は分類変更日の公正価値で測定される。

受益証券は常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金によって償還することが可能である。受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの受益証券 1 口当たりの持分合計により発行または買戻される。

本シリーズ・トラストの NAV は、本シリーズ・トラストの資産合計金額の確認と本シリーズ・トラストの負債合計の控除によって算出する。発行済の本シリーズ・トラストが 1 種類のクラスユニットのみである場合は、本シリーズ・トラストの受益証券 1 口当たり NAV は本シリーズ・トラストの NAV を受益証券口数で除して算定する。詳細については注記 10 を参照のこと。

7. 金融商品の公正価値

裏面の表は、公正価値で認識される金融商品を、以下のレベル別で分析したものである。

- レベル 1: 活発な市場における同一の金融商品の(未修正の)公表価格。
- レベル 2: 直接的に観察可能なインプット(すなわち価格として)または間接的に観察可能なインプット(すなわち価格から導出される)に基づく評価手法。この区分には、活発でない市場における公表価格を用いて価値評価される金融商品、およびすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて価値評価される金融商品が含まれる。
- レベル 3: 重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、適用される評価手法が観察可能なデータに基づかないインプットを含み、かかる観察不能なインプットが金融商品の価値に重要な影響を及ぼすすべての金融商品が含まれる。また、この区分には、異なる金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な修正または仮定を要する類似の金融商品の公表価格に基づいて価値評価される金融商品が含まれる。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

7. 金融商品の公正価値(続き)

	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	合計 USD
2023年				
FVTPLで測定する金融資産				
SPVへの投資				
公正価値で測定する	-	-	25,968,169	25,968,169
	-	-	25,968,169	25,968,169

下表は、公正価値ヒエラルキーにおけるレベル3に分類される金融商品の測定にかかる、2023年3月31日時点の重要な観察不能なインプットに関する情報を記載している。

内容	2023年	評価手法	観察不能なインプット	範囲
非上場プライベート・ エクイティ・ファンド	USD25,968,169	純資産総額	投資先ファンドの 純資産総額	N/A

SPVへの投資は、注記6(iii)に記載の方針に準拠して評価されており、目論見書付録41に記載の評価モデルに準拠している。

2023年3月31日を末日とする期間中、3つのレベル間の振替は行われなかった。

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3の公正価値測定のための、期首残高から期末現在残高への調整を示している。

レベル3	2023年 USD
FVTPLで測定する金融資産	
期首残高	-
購入	26,100,000
未実現損益の変動	(131,831)
期末現在残高	25,968,169

本シリーズ・トラストのNAVは投資対象ファンドのNAVに影響を受けやすい。

FVTPLで測定しない金融資産

FVTPLで測定しない金融資産には、以下が含まれる。

現金、未収金、および未払報酬 これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

8. 金融商品とそのリスク

本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(価格リスク、通貨リスク、金利リスクを含む)、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品投資の将来価格の不確実性から発生する。市場リスクは、本シリーズ・トラストが市場ポジションの保有を通じて、価格変動が生じた場合に被る可能性のある潜在的な損失を表す。

価格リスク

価格リスクとは、投資戦略に固有の要因によるかまたは当該市場で取引される全商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

受託会社および本シリーズ・トラストの代理人としての管理事務代行会社は、単一の情報源すなわち流動性仲介者またはその関連会社が作成した報告書に依拠する必要がある。かかる報告書は、本シリーズ・トラストのNAVの算出関連を含むプライベート・エクイティ部分に関する本シリーズ・トラストの投資の価格評価について投資対象ファンド財務諸表に基づいている。

投資対象ファンドは非流動性証券に投資するが、これは、投資対象ファンドのGPがかかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、既存の受益者に最終的に悪影響を及ぼす場合がある。

投資対象ファンドが保有するプライベート・エクイティの持分が売却された場合、主に流動性が限られることおよび同種の要因にかかる割引(ただしこれらに限定されない)のため、その公正価値と売却価格の間で差異が生じる場合がある。上記の差異によって、受益証券1口当たりNAVは大きく下落する可能性がある。

市場の規模および投資対象ファンドの関連する投資環境によっては、投資対象ファンドが保有するプライベート・エクイティの持分を投資対象ファンドGPが売却する場合において、かかる売却はかかる投資の市場価格に悪影響を及ぼすときがある。そして投資対象ファンドのGPは、最後には投資の売却を当初予想より低い価格で行う可能性がある。これによって受益証券1口当たりNAVは下落する。

さらに、投資対象ファンドが保有するプライベート・エクイティの持分に未実現利益が生じている場合、買戻請求を提出している受益者は、かかる未実現利益はその時点での受益証券1口当たりNAVに反映されていないときがあるため、こうした未実現利益から利益を得られないときがある。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

8. 金融商品とそのリスク(続き)

市場リスク(続き)

価格リスク(続き)

他方、投資対象ファンドが保有するプライベート・エクイティの持分に未実現損失が生じている場合、関連するプライベート・エクイティの持分の売却後に受益証券1口当たりNAVが大きく下落するときがあり、買戻請求を提出後も投資対象ファンドにとどまっている受益者がこうした未実現損失によって将来損失を被る場合がある。なぜならば、かかる未実現損失は関連する買戻しの時点の受益証券1口当たりNAVに反映されていない場合があるからである。

2023年3月31日現在、SPVへの投資有価証券の価格が5%上昇した場合、他の全ての変数が一定と仮定すると、純資産は1,298,408米ドル増加となる。逆に5%下落していた場合、他の変数を一定とすると、純資産に同額の逆方向の影響が発生したと考えられる。

以下の表は、本シリーズ・トラストが保有する投資の2023年3月31日現在の集中状況を示す。

	2023年 純資産全体に 対する割合(%)
SPVへの投資 - ケイマン諸島	87.16
	87.16

管理会社は、カウンターパーティに対するSPVの投資集中リスクを監視する。

SPVへのエクスポージャーは受益証券の5%を2023年3月31日時点で超えている。

投資	2023年 純資産全体に 対する割合(%)
VAULT Cayman II Investments 0%(2032年6月7日)	87.16
	87.16

為替リスク

通貨リスクとは本シリーズ・トラストが非基軸通貨に対するエクスポージャーにおける不利な動きによって被る潜在的な損失を表す。公正価値で評価されるSPVへの投資は本シリーズ・トラストの基軸通貨建てであるため、為替相場の変動が財政状態計算書および包括利益計算書に及ぼす影響は軽微である。したがって、感度分析は実施していない。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

8. 金融商品とそのリスク(続き)

市場リスク(続き)

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動によって本シリーズ・トラストが被る可能性のある潜在的な損失を表す。

本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は現金で構成されている。そのため、本シリーズ・トラストは、市場金利の実勢水準の変動による大きなリスクは受けない。

財政状態計算書の作成日時点で現金にかかる金利が1%上昇した場合、株主資本合計は40,623米ドル増加する。金利が1%低下した場合は同額の逆方向の影響が発生する。

上記のパーセント変化は、市場金利の変動の合理的な推定値に基づいている。

下表は、本シリーズ・トラストの2023年3月31日現在の金利リスクエクスポージャーを要約したものである。この表は、本シリーズ・トラストの公正価値で評価される資産を、契約上の価格再評価日または満期日のいずれか早い方の日を基に分類して示している。

	有利息 USD	無利息 USD	合計 USD
2023年			
資産			
現金	4,062,289	-	4,062,289
SPVへの投資	-	25,968,169	25,968,169
未収金	-	14,628	14,628
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
資産合計	4,062,289	25,982,797	30,045,086
負債			
未払報酬	-	250,495	250,495
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
負債の部合計	-	250,495	250,495
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
利息および感応度ギャップ合計	4,062,289		

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

8. 金融商品とそのリスク(続き)

流動性リスク

流動性リスクとは、本シリーズ・トラストが、債務の決済または返済を、その期限までにまたは合理的な価格で行うことができないリスクをいう。

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストによるプライベート・エクイティへの投資は、購入または売却することが困難である。本シリーズ・トラストがエクスポージャーを持つ投資対象ファンドは流動性を持たない。プライベート・エクイティ部分は非流動性証券に投資されるが、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンおよび当初投資元本を減少させることがある。

本シリーズ・トラストが投資する SPV 債券にかかる流通市場は確立されておらず、今後も確立される見通しはたっていない。解約に対応して SPV 債券を売却する場合、売却価格は SPV 債券の投資先である投資対象ファンドのバリュエーションに反映される SPV 債券のバリュエーションに基づいて決定される。ただし、需給要因によって大きく下方に逸脱する価格での売却を強いられる場合がある。かかるケースでは、本シリーズ・トラストの買戻価格は悪影響を受ける。

買戻請求が買戻通知日に受領された場合は、投資運用会社は買戻代金を生み出すために、現金部分の売却に努める(まだ現金で保有していない場合)。受領された買戻請求金額が現金部分を超える場合は、投資運用会社は買戻代金を生み出すために、プライベート・エクイティ部分に含まれる SPV 債券の売却に努める。

上記の関連で、投資運用会社には SPV 債券売却手続きの一環として複数の市場参加者から SPV 債券の市場価格の提供を求めることが期待される。SPV 債券の流動性の低さを踏まえれば、投資運用会社が、一般の市場参加者からかかる市場価格を得られる保証はない。

そのため、大和 VC アクセラレーター投資事業有限責任組合(以下、「流動性提供者」)は(間接的に流動性仲介者を通じたバック・トゥ・バック 本人対本人ベースで)投資運用会社が、買戻日もしくはその前後から、本シリーズ・トラストが必要な買戻代金を提供するのに十分な最低価格で一定額を上限とする SPV 債券を売却できることを確保することを意図した協定(以下、「流動性協定」)を締結した。

かかる目的のために、流動性提供者と流動性仲介者は、バック・トゥ・バック 本人対本人の購入契約(以下、「バック・トゥ・バック購入契約」)を締結し、また流動性仲介者は本人対本人の購入契約(以下、「購入契約」)を本シリーズ・トラストおよび投資運用会社との間で締結する。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

8. 金融商品とそのリスク(続き)

流動性リスク

下表は、2023年3月31日現在の本シリーズ・トラストの金融資産および金融負債を契約上の満期日別に分析したものである。

	1カ月 超 USD	1カ月 未満 USD	合計 USD
2023年 資産			
現金	-	4,062,289	4,062,289
SPVへの投資	25,968,169	-	25,968,169
未収金	-	14,628	14,628
資産合計	25,968,169	4,076,917	30,045,086
負債			
未払報酬	-	250,495	250,495
負債合計	-	250,495	250,495

信用リスク

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本シリーズ・トラストとの間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクを指す。金融資産の帳簿価額は、2023年3月31日現在の信用リスクエクスポージャーの上限額を最も適確に表すものである。

信用リスクは、取引の相手先に承認された仲介業者その他の信頼できる金融機関を選ぶことにより軽減される。また、本シリーズ・トラストの金融資産は確立され承認されたカウンターパーティにより保管されている。上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して受渡時に決済/支払が行われる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。本シリーズ・トラストは、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。

本シリーズ・トラストの SPV への投資は、銀行としてのサブ・カストディアンが保管している現金と共に保管会社が保管している。本シリーズ・トラストの期末の現金は全額サブ・カストディアンが保管している。サブ・カストディアンのフィッチによる信用格付は A+ である。保管会社の S&P 長期格付は A である。保管会社に破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資および現金および現金同等物に対する本シリーズ・トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。管理会社は、保管会社の信用状態、財務ポジション、および格付を監視することにより、このリスクを監視する。管理会社はこれらの当事者の信用格付を検討して、それらが適切なレベルにあると判断している。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

8. 金融商品とそのリスク(続き)

信用リスク(続き)

SPV 発行体が投資対象ファンドのリミテッド・パートナーになった後は、SPV 発行体は発行収入からなる現金に対するアクセスがあるとは期待されていないので、その結果、SPV 発行体と SPV 債券の保有者は以下のリスクに晒される。すなわち、(a)エスクロー銀行の信用リスクおよび入金された金額(また、かかる銀行が支払い不能となった場合は、入金金額は全額失われる可能性がある)、(b)エスクロー銀行、投資対象ファンドの管理事務代行会社、および/またはかかるエスクロー口座の運営に関して、それらのいずれかのために行動することを意図する者による、訴訟、不作為、詐欺、過失、意図的な不履行、または類似の行為の結果としての損失のリスク(場合によっては投資額の全面的な損失)、および (c)かかる現金はかかるエスクロー口座に入金された SPV 発行体の資本拠出となるとの投資対象ファンド LPA に従って、投資対象ファンドによって、またはその代理人によってなされた投資の遂行の結果としての損失のリスク(場合によっては投資額の全面的な損失)、である。

ECL から生じる金額

現金および現金同等物ならびに未収金の減損は、12 カ月予想損失に基づいて測定されており、これらのエクスポージャーの短期的な満期日を反映している。本シリーズ・トラストは、これらのエクスポージャーの信用リスクを、カウンターパーティの外部信用格付に基づいて、低いものと判断している。

本シリーズ・トラストは、これらのエクスポージャーにかかる信用リスクの変動を、カウンターパーティに対する公開された外部格付けを追跡することで監視する。公開された格付けが最新の状態であるかを判断し、また報告書日時点で公開された格付けに反映されていない信用リスクの大きな上昇がないか評価するために、本シリーズ・トラストは、カウンターパーティに関する入手可能な記事および規則改正の情報と共に、可能であれば債券利回りの変化をレビューすることによって、これを補足する。

12 カ月および残存年数にかかるデフォルト確率は、それぞれの格付けについて BBH & Co が提供する過去データに基づいており、現在の CDS 価格に基づいて再調整されている。損失率パラメータは、原則として 50%の想定リカバリーレートを反映している。しかし、資産が信用減損した場合、損失の推定値は予想されるキャッシュフローの不足にかかる特定の評価および当初の実効金利に基づくことになる。

IFRS9 号を始めて適用した際に、本シリーズ・トラストは現金と未収利息に関する僅少な金額の減損引当金を認識した。2023年3月31日を末日とする期間において損失評価引当金の金額に変動はなかった。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

9. 現金

	2023年 USD
現金	4,062,289
	<u>4,062,289</u>

2023年3月31日現在、現金同等物はない。

10. 受益証券の保有者に帰属する純資産

本シリーズ・トラストの受益証券は以下の1つのクラスを有する: 米ドル建て。

	2023年
米ドル建て	
期首現在の販売済口数	-
受益証券発行口数	305,000
期末現在の販売済口数	<u>305,000</u>

受益証券は、投資家に対して初回募集期間中に発行価額でオファーされ、最初のクロージング日に発行された。最小募集額は10,000口であり、5,000口単位とする。購入手数料は無料である。最初のクロージング日後は投資家による受益証券の購入はできない。

マスター信託約款の条件に基づき、受益者は、受託会社によって、その受益者の名義の登録受益証券に対する全ての権利、権原、あるいは利益を持つ者として認められる唯一の者であり、受託会社はかかる受益者を受益証券の絶対的な所有者として認め、これに反するいかなる通知にも妨げられることはない。受託会社は、いかなる信託の執行にも注目、または留意する義務はなく、またはマスター信託約款に定められている場合を除き、または管轄を有する特定の裁判所の命令を除き、いかなる受益証券の権原に影響を及ぼすいかなる信託または受益証券またはその他の利益も認める義務はない。

投資家の口座が開設済みであり、購入申込書が管理事務代行会社に到着済みであるとの確認書の受領を受けて、購入代金は、当初クロージング日またはその前の現金決済日までに、申込人名義の口座から本シリーズ・トラストの口座へ現金決済により電信送金で全額が送金されなければならない。かかる支払は米ドルで行うものとする。

申込人の投資家の口座が管理事務代行会社により開設済みであるとの確認書の受領前に管理事務代行会社が受領した購入申込書は処理されないことに申込人は留意すべきである。かかる状況においては、投資家の口座は管理事務代行会社によって開設済みであるとの確認書を受領次第、申込人は新たな購入申込書を記入し送付する必要がある。投資家の口座が開設済みとの確認の前に本シリーズ・トラストの集金口座に入金された購入代金は認められず、申込人は追加の銀行手数料を適格機関申込人の料金で負担する場合がある。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

10. 受益証券の保有者に帰属する純資産(続き)

投資家は、管理事務代行会社が購入払込金を受領済みの受益証券について、管理事務代行会社に買戻請求をその直前の買戻通知日に依頼することができる。買戻請求を行うために、受益者は管理会社が随時認める様式の記入済み買戻通知(「買戻通知」)を、事前に管理事務代行会社と同意したファクシミリ、電子メール(サイン済み PDF ファイルの様式で)、またはその他の電磁的方法によって、管理事務代行会社に買戻通知の提出期限までに買戻される受益証券の番号を特定して提出しなければならない。

一旦送付された買戻通知は取消不能である。ただし、管理会社が受託会社と協議した上で別段の決定を下した場合はこの限りではない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日(買戻日が評価日でない場合は、評価日の前日)において計算された受益証券1口当たり NAV である。((管理会社との協議の上で受託会社の裁量で)関係する買戻しの支払いのために実現される該当評価日現在の本シリーズ・トラストのそれらの投資の公表価値とその後の実現価格の間の差異の調整の加減が行われる)(「買戻価格」)。

ある買戻日における受益者による買戻要求の対象となる最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とする。

11. 報酬および経費

本シリーズ・トラストの2023年3月31日現在における未払報酬額は以下のとおりである。

	2023年 USD
販売報酬	80,177
管理会社代行サービス会社	20,044
投資運用会社報酬	15,033
報酬代行会社報酬	15,033
代行協会員報酬	1,002
管理事務代行報酬	12,016
保管会社報酬	9,200
監査報酬	23,500
その他の報酬および経費	74,490
	<u>250,495</u>

販売報酬

販売会社は本シリーズ・トラストの資産から四半期ベースで報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.8%として算定される。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

11. 報酬および経費(続き)

管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は NAV の年率最高 0.20% で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

投資運用会社報酬

投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は NAV の年率最高 0.15% で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算される NAV の年率 0.15% として算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬の支払を代行する。また、報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬に関連する諸経費を含むすべての費用および経費の支払を行う。

受託会社に対しては、年当たり 10,000 米ドルの固定報酬が報酬代行会社報酬から毎年前払いで支払われる。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、報酬代行会社報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり 5,000 米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は四半期ベースの後払いで支払われる。

代行協会報酬

代行協会は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は NAV の年率最高 0.01% で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算される NAV の年率 0.07% として算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

また管理事務代行会社は前払報酬として 3,750 米ドルを受領する。これは本シリーズ・トラストの設定費用の一部として償却される。また管理事務代行会社は、年度財務諸表作成のため年間 5,000 米ドルの報酬を受取り、年 1 度の CIMA への提出レポート作成のため年間 1,000 米ドルの報酬を受け取る。

加えて、受託会社は、管理事務代行会社が本シリーズ・トラストに対してサービスを提供するにあたって本シリーズ・トラストに代わって支払った合理的な費用を払い戻す。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

11. 報酬および経費(続き)

保管会社報酬

保管会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.025%で算定され、四半期ごとに後払いで支払われる(最低月額報酬は1,500米ドルとする)。

保管会社はさらに、本シリーズ・トラストの資産から、関連当事者間で合意したその他の報酬を受領する。加えて、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本シリーズ・トラストの資産から払い戻しを受ける権利を有する。

SPV 債券および投資対象ファンドの報酬

本シリーズ・トラストの投資家は、SPV 債券と投資対象ファンドについて、一定の未払報酬および費用を間接的に負担する。

12. 投資による純損失

	2023年 USD
投資に対する純損失は、以下により構成される:	
FVTPL で測定される金融資産の未実現損失の変動	(131,831)
投資による純損失	(131,831)

13. 関連当事者取引

財政上または運営上の決定に際して、一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、管理会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、販売会社、報酬代行会社、SPV 発行体、投資対象ファンド、代行協会員、管理事務代行会社、流動性仲介者および保管会社は、本シリーズ・トラストの関連当事者とみなされる。

受託会社は、設立証書の下で本トラストを設定する権限を有することから関連当事者である。

管理会社は、設立証書の条件に従って受託証券の発行を行う権限を有すること、および同社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループ AG による共通の所有下にあることから関連当事者である。

投資運用会社は、投資判断を下す権限を有することから関連当事者である。

報酬代行会社は、本シリーズ・トラストに対して報酬計算代行サービスを提供するなど、重要な影響力を行使することができるため関連当事者である。報酬代行会社の詳細情報は注記 11 に記載されている。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

13. 関連当事者取引(続き)

管理会社代行サービス会社、販売会社、代行協会員、管理事務代行会社、流動性仲介者、および保管会社は、投資運用会社と提携関係があることから関連当事者である。

通常の事業活動の過程で行われるもの以外の関連当事者との取引は存在しない。期間中に関連当事者に対して支払った報酬の金額は、包括利益計算書上で開示されるとともに、注記 11 に記載されている。2023年3月31日現在の関連当事者から請求され、支払義務の発生している金額は注記 11 に開示されている。

14. 分配

本シリーズ・トラストは、年間いくらかの金額の収益を生み出す可能性がある。本シリーズ・トラストの現行の分配方針は、各分配宣言日に宣言し、各分配日に受益者に対して年次分配金(以下、「年次分配金」)を支払う。

原則として、各分配日につき支払われる分配金額は管理会社はその唯一の裁量に基づき、以下の事項を考慮に入れた上で決定する。

- (i) プライベート・エクイティ部分における実現収益およびキャピタルゲイン(金額は実現金額によって減額される)、
- (ii) 現金部分から得られた未収利息、分配金、および配当金、および、
- (iii) 当該分配日に支払われるまでの期間に発生した上記(i)および(ii)から受領した配当金または分配金の未収利息(以下、第(i)項および第(iii)項を「インカム等収益」という)。

また管理会社は分配金額の決定にあたっては受益証券1口当たりNAVを考慮に入れる。

さらに、管理会社は適切と認められる場合には、当該年の年次分配金を支払わないことを選択することができることに投資家が注意することも重要である。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社はその単独の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標および方針の適用が過去1年間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、こうした選択が適切であると管理会社が判断する程度にアンダーパフォームした場合が含まれるが、これらに限られない。

かかる分配が行われ、またかかる分配が行われる場合においても、将来に分配が行われる、あるいは行われる場合においてもかかる金額が支払われることを保証するものではない。

財務諸表に対する注記

2023年3月31日

(続き)

14. 分配(続き)

宣言された年次分配金は、対応する分配日に(かかる分配金に課される税金を差し引いた後)支払われる。分配金は、当該分配金に係る分配基準日に受益者として受益者名簿に登録されている者に対して支払われる。かかる分配金の金額は、小数第三位を四捨五入(0.005は切り上げ)して計算する。

2022年5月31日(運用開始日)から2023年3月31日の期間中に分配は行われなかった。2023年3月31日を期末日とする期間に分配は行われなかった。

15. ディーリング NAV に対する財務諸表 NAV の調整

管理会社の専門的アドバイザーの報酬を含む本シリーズ・トラストの設立および組成に関連する全ての報酬および費用、および本シリーズ・トラストの登録に関連して管理会社が負担する全ての報酬は、本シリーズ・トラストの負担とする。IFRS に従って、249,000 米ドルの設立費用は発生した期間の包括利益計算書に全額計上されている。ディーリングの目的に使用されるディーリング NAV 算出のために、本シリーズ・トラストの創出にかかるこれらの設立費用は付録に従って最初の3年で償却される。

	2023年 USD
財務諸表ごとの NAV	29,794,591
発生した繰延べ管理費用の戻し入れ	249,000
償却された繰延べ管理費用	(69,293)
	<hr/>
ディーリング NAV ごとの NAV	29,974,298

16. 後発事象

2023年6月12日、UBSはクレディ・スイスの買収を完了した。本シリーズ・トラストの財務パフォーマンスおよび運営に対する全体的な影響は、現時点では不明瞭であり予測できない将来の展開に応じて変化する可能性がある。管理会社および受託会社は、本シリーズ・トラストの流動性仲介者の活動に関連する、クレディ・スイスからUBSへの役割、責任、または義務の移転に関して、いかなる正式な連絡も受領していない。管理会社および受託会社は、流動性仲介者および管理会社としてのクレディ・スイス・インターナショナルが、通常業務を継続すると理解している。

2023年3月31日以降に本シリーズ・トラストにかかる払込みまたは償還はない。

2023年7月31日現在、財務諸表上での開示が必要な上記以外の後発事象は発生していない。

(2) 損益計算書

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

(3) 投資有価証券明細表等

(2023年3月末日現在)

順位	銘柄	発行場所	種類	利率	償還日	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	Wil3号 ベンチャー キャピタル 連動10年 米ドル建て債券	ケイマン 諸島	社債	-	2032年 6月7日	26,100,000	100.00%	26,100,000.00	99.49%	25,968,168.90	86.6

IV. お知らせ

該当事項はありません。